

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

〒650-8571
神戸市中央区東川崎町1-5-7
神戸新聞社

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>8. 新聞電子版などの配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p> <p>(3) V-Lowマルチメディア放送がその放送番組の一部に新聞、雑誌等の電子版を含む場合の放送規律をどのようにすべきかについて</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送で、その内容に対してかかる法律が一律に適用されればジャーナリズム活動のみならず、同放送の普及・発展が阻害されかねないとの危惧があります。言論表現の自由は報道機関の自律によって守られるべきものであり、法律による規制にはなじまないものです。番組準則などの内容規制や放送番組審議機関の設置などの放送規律は、V-Lowマルチメディア放送に適用すべきではありません。</p>
<p>(6) 新聞社に代表される地域メディアの参画機会を公平にするための工夫について</p>	<p>地域メディアがV-Lowマルチメディア放送を行うにあたり、行政公報や公共情報、地域産業情報の優先放送枠を設ける等、地元企業の資本や地方自治体との結びつきを強めることによって地域メディアの参画機会の公平が保たれるものと考えます。また、こうした結びつきの強化は、端末普及の面で大きな効果があると考えられます。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p> <p>(3) NHKが本放送の受託国内放送と委託放送業務に参入することについて</p>	<p>NHKの参加によって、委託放送事業者の送信設備等での資金的な参入負担が軽減されます。また、V-Lowマルチメディア放送の全国レベルでの展開を可能にし、端末普及の可能性が向上します。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について</p> <p>(3) 本放送の受託放送事業者の選定手続として、周波数オークションによることの適否について</p>	<p>地域メディアは、平時から最もきめ細かい地域密着の取材に基づく情報提供を積み重ね、地域社会の発展と福祉の向上に尽くしてきた地域の同居者であり、運命共同体です。その評価と信頼によって、地域に根付いてきた歴史と実績があります。</p> <p>オークションの様に単に資金力を有した大資本が、資本の論理や一時的な</p>

	<p>事業性の見込みで委託放送事業者として参入できるルールでは、地域メディアとしての公的使命に関する責任感において、地元からの不安が大きくなります。</p>
--	--